

令和2年度第9回 下関市農業委員会総会議事録

日 時 令和2年12月8日(火)
午前9時30分 ～ 午前10時35分
場 所 菊川ふれあい会館 中・小ホール

会議構成員及び現在総数

会 議 構 成 員 18
現 在 数 18
出 席 総 数 17
欠 席 総 数 1

議番	氏 名	出欠
1	西野 政次	出席
2	阪田 実	出席
3	田中 クゲヨ	出席
4	新久保 克己	出席
5	藤野 俊孝	出席
6	田崎 育子	出席
7	原田 雄一	出席
8	岡本 住子	出席
9	下田 敏純	出席
10	石田 安男	出席
11	植村 正文	出席
12	河本 隆一	出席
13	坂田 謙祐	出席
14	伊田 喜弘	出席
15	山田 正信	欠席
16	吉本 知則	出席
17	岩本 憲慈	出席
18	有田 孝義	出席

本会議に出席した事務局職員

事務局長 ほか計5名

傍聴人:なし

令和2年度第9回総会

(開始時刻9時30分)

事務局（石井事務局長）

それでは、ただいまから総会を始めさせていただきます。

本日の委員の出席状況でございますが、委員総数18名のうち、本日出席の委員は17名、欠席委員は1名でございます。

したがいまして、出席委員数が在任委員数の過半数を超えておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定に基づき、本日の総会が、「成立いたしますこと」をご報告申し上げます。

それでは、吉本会長からご挨拶を賜りまして、そののち、「下関市農業委員会総会会議規則第6条及び第7条」の規定に基づき、議長である会長の「開会の宣告」ののち、お手元の総会次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

それでは、会長、どうぞよろしく願いいたします。

議長（吉本会長）

皆さん、おはようございます。

(会長挨拶)

先ほど、事務局から報告がありましたように出席委員が過半数を超えています。本日の総会は、成立いたしますので、「令和2年度第9回定例総会の開会」を宣告いたします。

それでは、議事に入ります前に総会会議規則第19条第3項の規定に基づきまして私のほか2名の委員が署名することとなっておりますので、私の方から指名させていただきます。

本日の総会の議事録署名委員に、議席番号7番の原田雄一委員と議席番号8番の岡本住子委員のご両名を指名します。よろしく願いします。

それでは、議事に入ります。日程第1「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」をお諮りします。

事務局の説明を求めます。

事務局（徳富事務局次長）

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可について」をご説明いたします。

なお、1番と2番の申請地は、譲受人が同じで隣接した農地でございますので、

渡人が応じたものでございます。

申請地は、譲受人の自宅からも近く、譲受後は、小菊やリンドウ等の花きや野菜を栽培する予定でございます。贈与による所有権の移転となっております。

各譲受人は農地を効率的に利用し、耕作に必要な労働力、農業用機械を所有しており、周辺農地の農業上の総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れがないことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可基準を満たしていると考えられます。

なお、1番、2番の案件につきましては、議案第6号の決定が条件となります。以上でございます。

議長（吉本会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いします。

なお、説明に当たりましては、個人情報保護の観点から直接個人名を使わず、譲渡人、譲受人等の表現で報告をお願いします。

それでは、1番と2番の案件につきまして、議席番号17番、岩本憲慈委員、報告をお願いします。

岩本憲慈委員

17番の岩本です。12月2日に農業委員2名、事務局職員1名で現地を確認しました。事務局より説明がありましたが、譲受人は県外からのUターン者です。この度、申請地を譲り受けて野菜栽培を行おうとするものです。申請地は自宅からも近く、岡山市で認定農業者であった夫と野菜の栽培経験があり、耕作に必要な機械も所有しており何ら問題はないと思われまます。よろしくご審議願います。

議長（吉本会長）

続きまして、3番の案件につきまして、議席番号14番、伊田喜弘委員、報告をお願いします。

伊田喜弘委員

14番の伊田です。12月1日に農業委員2名、事務局職員2名で現地を確認しました。譲受人は農業大学校を卒業後、譲渡人の農地で営農しております。地域にとっても貴重な人材です。譲受後も引き続き花卉等の営農を行う予定で何ら問題はないと考えまます。よろしくご審議願います。

議長（吉本会長）

それでは、事務局及び地区委員の説明報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑がある方は、挙手され起立して議席番号及び氏名を述べられ、ご発言をお願いします。

質疑は、ございませんか。ないようですので、質疑を打ち切り、採決します。

なお、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」、1番と2番の案件は、議案第6号の決定が条件となりますので、3番の案件についてのみ「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員賛成。よって本議案は、原案のとおり許可することと決しました。

なお、1番と2番の案件につきましては、議案第6号の決定後に、改めて採決をいたします。

次に日程第2「議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可について」をお諮りします。

なお、当該案件につきましては、この後の議案第3号5番と密接に関連した案件であるため、ここで一括してお諮りさせていただきます。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（徳富事務局次長）

議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可について」、並びに、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可について」のうちの5番と合わせてご説明いたします。

総会議案書は、13ページと、21ページでございます。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、14、15ページ、公図は16ページで、土地利用計画図は17ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊北総合支所角島支所から、西へ約2.4kmに位置する、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第二種農地」となります。

転用目的は、有料駐車場でございます。

申請理由につきましては、角島大橋の開通により、角島灯台公園への観光客が増加し、路上駐車が頻繁に発生していることから、4条の申請地1筆、5条の申請地2筆を含む、全7筆にて、有料駐車場106台分の整備と、事務所や店舗等の建設を計画したもので、県外に居住しており耕作が困難な貸付人と維持管理が困難な貸付人が借受人の要望に応じたものでございます。

一体利用地は、5条の申請地2筆が、4条の一体利用地となり、4条の申請地1筆が、5条の一体利用地となります。

また、原野1筆については、土地所有者からの使用承諾書が提出されており、

残りの一体利用地は、自己所有地の山林1筆と家族所有の原野2筆でございます。なお、計画地内に法定外公共物の道路がございますが、担当課とは、協議済みで、計画面積につきましても、土地利用計画からみて、適当であると判断しています。

5条につきましては、賃借権の設定となっております。

土砂の流出対策としては、申請地周辺には、農地はございますが、造成により勾配調整を行う計画で、合わせて、法面は芝張りで養生する計画となっております。

汚水は、集落排水で処理され、雨水のみ道路側溝に放流されることから、周辺農地への営農には支障ないと判断しました。

なお、本案件は、追認案件で、平成13年頃から、有料駐車場として利用されており、下関市農業委員会会長あてに、始末書の提出がなされております。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。以上でございます。

議長（吉本会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いします。

それでは、当該案件について、議案第3号第5条に係る5番と併せて、議席番号18番、有田孝義委員、報告をお願いします。

有田孝義委員

18番の有田です。12月2日に、農業委員2名、事務局職員1名で現地を確認しました。申請地は角島灯台そばにある有料駐車場の敷地内です。角島の観光客の増加に伴い、路上駐車が増えたため、平成13年から有料駐車場として整備し現在に至っております。現場は舗装されて駐車場として整備されていますので、元に戻すのは困難であり、追認案件として判断いたしました。よろしくご審議願います。

議長（吉本会長）

事務局及び地区委員の説明報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

西野政次委員

この場所は、自然公園法とかに抵触するのではないのですか。

事務局（岡本主任）

自然公園法などは、駐車場整備当時に許可を受けておりますが、農地法については気が付かずに、今回の申請になったものです。

議長（吉本会長）

他にございませんか。なければ質疑を打ち切り、採決します。

「議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可について」並びに「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可について」の5番の案件につきまして、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員賛成。よって、ただいま審議しました農地法第4条に係る申請、並びに5条に係る5番の申請については、いずれも「許可」といたします。

次に日程第3「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可について」をお諮りします。

それでは、既に説明のありました5番を除く、1番から4番の案件について、事務局の説明を求めます。

事務局（徳富事務局次長）

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可について」をご説明いたします。

総会議案書18ページをお開きください。1番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は22、23ページ、公図は24ページ、土地利用計画図は25ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所王喜支所から北東へ約690mに位置している過去に農業公共投資の対象となっていない集団性のある農地で、農地法施行令第12条第1号に該当する、「第一種農地」となります。

転用目的は、資材置場敷地の拡張でございます。申請理由につきましては、金属くず類を保管している既存の資材置場が手狭になったことから、敷地の拡張を計画したもので、貸付人が、借受人の要望に応じたものでございます。

使用貸借による権利の設定となっております。

一体利用地は、借受人の法人代表者の所有地1筆で、残りの一体利用地は、法定外公共物用途廃止部分で、担当課の受付印が押印された、法定外公共物用途廃止申請書が提出されており、確保は确实だと判断いたしました。

また、添付書類にて、借受人が所有している業務用車両等についても、車検証の写しや納品書等で、台数が確認でき、土地利用計画からみて計画面積は、適当であると判断しています。

土砂の流出対策としては、申請地周辺には、農地はございますが、申請地内の一部を造成し、勾配調整を行う計画で、合わせて、法面は芝張りで養生する計画となっております。

し尿は、汲み取り処理で、生活雑排水は、道路側溝から、農業用排水路に放流されますが、水利関係者からは、支障ないとの意見書が提出されており、雨水も、生活雑排水と同じ農業用排水路に放流されることから、周辺農地への営農には支障ないと判断しました。

なお、本案件は、追認案件で、3年前から、資材置場として利用されていたもので、下関市農業委員会会長に始末書が提出されております。

本件は、第1種農地ではございますが、既存施設の拡張で、拡張に係る部分の敷地の面積が既存施設の敷地の2分の1を超えていないことから、農地法施行規則第35条第5号に該当し、許可基準を満たしていると考えられます。

次に、総会議案書19ページをお開きください。説明の前に資料の訂正がございます。総会議案書の19ページの備考欄の最下部に「開発許可と同時施行」の記載が漏れておりましたので、追記願います。申し訳ございませんでした。

2番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は26、27ページ、公図は28ページ、土地利用計画図は29ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所王司支所から北西へ約750mに位置している過去に農業公共投資の対象となっていない集団性のある農地で、農地法施行令第12条第1号に該当する、「第1種農地」となります。

転用目的は、建売住宅でございます。

申請理由につきましては、申請地周辺は、宅地化が進行しており、学校や保育園も近くに位置していることから、住宅の需要が見込まれると判断しこの度の計画に至ったもので、高齢で、農業後継者もいない譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。

売買による所有権の移転となっております。

一体利用地は、市道加工部分のみで、道路工事施行承認申請書が提出されており確保は確実で、土地利用計画及び建ぺい率からみて計画面積は適当であると判断しています。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地はありますが、見切壁を設置する計画となっております。汚水は合併浄化槽で処理され、雨水とともに、新設の道路側溝から農業用排水路に放流されることから、周辺農地への営農には支障ないと判断しました。

本件は、第1種農地ではございますが、農地法施行規則第33条第4号、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務

上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」に該当し、許可基準を満たしていると考えます。なお、この事案につきましては開発許可と同時施行といたします。

19ページに戻りまして、3番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は30、31ページ、公図は32ページ、土地利用計画図は33ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所菊川総合支所から南東へ約900mに位置する、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。

転用目的は、建売住宅でございます。申請理由につきましては、申請地は、市道に面し、通学や買物等の居住環境に恵まれており、住宅の需要が見込まれることから、建売住宅の建設を計画したもので、耕作が困難となり、農業後継者もない譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。

売買による所有権の移転となっております。

一体利用地は、法定外公共物の加工部分のみで、法定外公共物加工許可申請書が提出されており、確保は確実で、土地利用計画及び建ぺい率からみて計画面積は適当であると判断しています。

土砂の流出対策としては、申請地の一部に隣接した農地はありますが、申請地内を造成し、法面は芝張りで養生する計画となっております。

汚水は、合併浄化槽で処理され、雨水とともに、改修される農業用排水路に放流されますが、地元自治会長には、説明がなされており、周辺農地への営農には支障ないと判断しました。本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

次に、総会議案書20ページをお開きください。4番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は34、35ページ、公図は36ページ、土地利用計画図は37ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所王司支所から南へ約900mに位置する、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。

転用目的は、建売住宅及び市道加工に伴う法面整備でございます。

申請理由につきましては、申請地区は、宅地化が進行しており、大型ショッピングモールもあることから、住宅の需要が見込まれるとの判断により、建売住宅を計画し、合わせて、市道加工に伴う法面整備を行うもので、高齢で維持管理ができない3名の譲渡人を含む4名が、譲受人の要望に応じたものでございます。

売買による所有権の移転となっております。

一体利用地の4筆は、譲受人の所有地で、一部、鉄道用地がございますが、土地所有者からは、開発行為の同意書が提出されております。

また、計画地内には水路がございますが、既に法定外公共物用途廃止通知書が

譲受人に通知されており、残りの一体利用地の市道加工部分についても道路工事施行承認がなされており、確保は確実で、土地利用計画及び建ぺい率からみて計画面積は適当であると判断しています。

土砂の流出対策としては、申請地の一部に隣接した農地はありますが、申請地内を造成し、法面は芝張りで養生する計画となっております。

汚水は公共下水道で処理され、雨水のみ新設される道路側溝から、農業用排水路をとおり、農地内にある既存の農業用排水路に放流されますが、全ての土地所有者は、表面雨水の放流について承諾しており、周辺農地への営農には支障ないと判断しました。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。なお、この事案につきましては開発許可と同時施行といたします。

以上でございます。

議長（吉本会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号5番、藤野俊孝委員、報告をお願いします。

藤野俊孝委員

5番の藤野です。12月2日に農業委員2名、事務局職員2名で現地を確認しました。事務局説明のとおり、既存の資材置き場が手狭になったため拡張するものです。周辺農地への営農にも支障はないと思われれます。よろしくご審議願います。

議長（吉本会長）

続きまして、2番と4番の案件につきまして、議席番号4番、新久保克己委員、報告をお願いします。

新久保克己委員

4番の新久保です。12月2日に農業委員2名、事務局職員2名で現地を確認しました。先ず2番の案件です。申請地周辺は住宅化が進んでおります。譲受人が建売住宅を計画したところ譲渡人が売買に応じたものでございます。汚水は合併浄化槽で処理され雨水とともに農業用排水路に放流されることから、周辺農地への営農にも支障はないと考えます。なお、1種農地ではありますが、許可基準を満たしていると考えます。よろしくご審議願います。

次に4番ですが、2番と同様に周辺は宅地化が進行しており、譲受人の建売住宅の計画に対して譲渡人が売買に応じたものでございます。

汚水は公共下水道で処理され、雨水のみ農業用排水路をとおり、農地内にある既存の農業用排水路に放流されますが、全ての土地所有者は、雨水の放流について承諾しており、周辺農地への営農には支障がないと判断しました。よろしくご審議願います。

議長（吉本会長）

それでは、3番の案件につきまして、議席番号12番、河本隆一委員、報告をお願いします。

河本隆一委員

12番の河本です。12月1日に農業委員2名、事務局職員2名で現地を確認しました。この土地については、周辺の宅地化が進んでおり、この一角だけが農地として残っているような状況です。譲受人の要望に譲渡人が応じたものでございます。

汚水は合併浄化槽で処理され、雨水とともに農業用排水路に放流される予定です。周辺にはまだ若干の農地がありますが、営農には何ら問題はないと考えます。よろしくご審議願います。

議長（吉本会長）

1番から4番までの案件について、事務局及び地区委員の説明報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

なければ質疑を打ち切り、採決します。「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可について」1番から4番の案件につきまして「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員賛成。よって、ただいま審議しました農地法第5条に係る、1番から4番の案件について「許可」といたします。

なお、1番と2番については山口県ネットワーク機構の意見聴取を行い「許可」といたします。

次に日程第4「議案第4号 農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更に係る意見決定について」をお諮りします。

事務局の説明を求めます。

事務局（徳富事務局次長）

議案第4号「農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更に係る意見

決定について」をご説明いたします。

総会議案書38ページをお開きください。1番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は39、40ページ、公図は41ページから43ページ、参考までに事務局にて、合成した公図を、44ページにお示ししております。土地利用計画図は、45ページをご覧ください。

本案件は、令和2年6月23日付けで、期間延長を目的に事業計画変更承認がなされたものを、再度、期間延長するものでございます。

変更理由は、前回と同じく、湧水や障害物の発生により橋脚部の掘削作業が遅れ、全体工程に遅れが生じたものでございます。

現地調査時に申請者から聞き取りを行ったところ、新たな湧水対策として、ウェルポイントを設置したことで、橋脚耐震工事も順調に行われているとの説明がございました。

この度の申請に伴い、原状回復する旨が記載された誓約書及び、土地使用承諾書、法定外公共物使用許可申請書も提出されております。以上でございます。

議長（吉本会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いします。

それでは、当該案件につきまして、議席番号4番、新久保克己委員、報告をお願いします。

新久保克己委員

4番の新久保です。12月2日に農業委員2名、事務局職員2名で現地を確認しました。内容については新幹線の橋脚部分の工事ですが、湧き水の影響で掘削工事が遅れているというものです。期間延長の申請は今回3回目ではありますが何ら問題ないと判断しました。よろしくご審議願います。

議長（吉本会長）

事務局及び地区委員の説明報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。なければ質疑を打ち切り、採決します。

「議案第4号 農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更に係る意見決定について」、当該案件を「承認相当」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員賛成。よって本議案は、原案のとおり承認相当と決しましたので、その旨の意見を付して県に送付することといたします。

次に日程第5「議案第5号 現況確認について」をお諮りします。

事務局の説明を求めます。

事務局（徳富事務局次長）

議案第5号「現況確認について」をご説明いたします。

総会議案書46ページをお開きください。1番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目、畑1筆、面積は、2,052㎡で、申請地の位置図は47、48ページ、公図は49ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊北総合支所角島支所から西へ約2.5kmに位置する土地でございます。

令和2年11月27日に、最適化推進委員1名と事務局職員1名、令和2年12月2日に、農業委員2名と事務局職員1名で現地調査を行いました結果、議案書記載のとおりの方況でございました。

現況確認書交付事務取扱要領第5条（3）に該当するため、「非農地」と確認いたしました。

46ページに戻りまして、2番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目、畑1筆、面積は、340㎡で、申請地の位置図は50、51ページ、公図は52ページをご覧ください。

申請地は、JR山陽本線新下関駅から、北西へ約1.2kmに位置する土地でございます。

令和2年12月3日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、議案書記載のとおりの方況でございました。

現況確認書交付事務取扱要領第5条（3）に該当するため、「非農地」と確認いたしました。

以上でございます。

議長（吉本会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号18番、有田孝義委員、報告をお願いします。

有田孝義委員

18番の有田です。1番の案件ですが、11月27日に推進委員1名と事務局職員1名、また12月2日に、農業委員2名、事務局職員1名で現地を確認しました。現場は、かなりの雑木が繁茂しており申請地まで入り込めず、申請地の場

所を特定できませんでした。そのため隣接する灯台に上がり、公図と関係書類と見比べて、申請地を確認しましたが、雑木等がかなり繁茂しており、非農地であると判断いたしました。よろしくご審議願います。

議長（吉本会長）

それでは、2番の案件につきまして、議席番号6番、田崎育子委員、報告をお願いします。

田崎育子委員

6番の田崎です。12月3日に推進委員1名、農業委員2名、事務局職員2名で現地を確認しました。ここは、調整区域内にある農地で、申請地は昭和55年位から耕作されておらず雑木、竹などが繁茂しておりました。全員一致で非農地と判断させていただきました。よろしくご審議願います。

議長（吉本会長）

事務局及び地区委員の説明報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。ないようですので質疑を打ち切り採決します。

「議案第5号 現況確認について」、報告のありました1番と2番の案件について「非農地」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員賛成。よって本議案は、原案のとおり決しました。

次に、日程第6「議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（徳富事務局次長）

議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。

総会議案書53ページをお開きください。1番。この案件は、令和2年12月28日公告予定分に係る決定でございます。

詳細につきましては、54ページから70ページの「1. 農用地利用集積計画一覧表（令和2年12月28日公告予定分）」をご覧ください。

この案件は、利用権に係る決定です。地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表を、別紙「議案第6号関係資料」の1ページから3ページにお示ししております。

いずれの案件も、計画内容は、「下関市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし

ていると考えられます。以上です。

議長（吉本会長）

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。ないようですので質疑を打ち切り、採決します。

「議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」賛成委員の挙手を求めます。

全員賛成。よって本議案は、原案のとおり決定しましたので、下関市長へ通知することといたします。

それでは引き続き、先程、保留にしておりました「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」、1番と2番の案件について「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員賛成。よって「議案第1号」の1番と2番の案件についても、原案のとおり許可することと決しました。

次に、日程第7「議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画に係る意見決定について」をお諮りします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に、議席番号●番の●委員と、議席番号●番の●委員が該当していますので退席をお願いします。

（ ●委員、 ●委員 退席 ）

議長（吉本会長）

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（徳富事務局次長）

議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画に係る意見決定について」をご説明いたします。

総会議案書71ページをお開きください。

この案件は、農地中間管理機構が借受けた農地を、公募した借受け希望農家に配分するにあたり、下関市長から農用地利用配分計画に係る意見を求められたものでございます。

1番。内容につきましては、72ページの「1. 農用地利用配分計画（案）」（下関区域分）と、73ページの「利用権の設定を受ける者の経営状況」をご覧ください。

2番。内容につきましては、74ページから76ページの「2. 農用地利用配分計画（案）」（菊川区域分）と、77ページの「利用権の設定を受ける者の経営状況」をご覧ください。

なお、地区別の利用配分計画集計表を議案第7号関係資料にお示ししております。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。以上でございます。

議長（吉本会長）

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。なければ質疑を打ち切り、採決します。

「議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画に係る意見決定について」、「意見なし」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員賛成。よって本議案は、原案のとおり意見なしと決しましたので、その旨の意見を付して下関市長に回答することといたします。

（ ■■■委員、 ■■■委員 自席へ着席 ）

議長（吉本会長）

次に、日程第8「議案第8号 令和2年度農地利用状況調査に係る非農地の判定について」をお諮りします。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（徳富事務局次長）

議案第8号「令和2年度農地利用状況調査に係る非農地の判定について」をご説明します。

総会議案書78ページをご覧ください。同時に、議案第8号関係資料をご覧ください。

本件は、農地法第30条第1項に基づき、本年8月から9月にかけて実施していただきました農地利用状況調査の対象地について、非農地の判定を行うものです。

判定については、「農地法の運用について」の制定について、第4の（3）の

アに定める基準により取り扱うこととされています。

令和2年度農地利用状況調査による非農地一覧表に非農地の判断をいただく対象地について掲載しております。

土地の所在、地目、面積、所有者氏名、調査年月日、現況確認での判断、農地・非農地の判定結果、地域区分は、記載のとおりでございます。

従来の遊休農地から非農地になった対象地は60筆52, 677㎡でございます。新規調査による非農地対象地は2筆1, 528㎡でございます。

今回、調査の際に使用する地図が小さく見にくかったこともあり、事務局でも現地調査を致しました。また、農用地区域内の土地については、市農業振興課との協議により除いております。以上でございます。

議長（吉本会長）

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。ないようですので質疑を打ち切り、採決します。

「議案第8号 令和2年度農地利用状況調査に係る非農地の判定について」賛成の委員の挙手を求めます。

全員賛成。よって本議案は、原案のとおり決定しましたので、非農地と判断した対象地について下関市長へ通知することとします。

次に、日程第9「議案第9号 農地法第3条第2項第5号の規定に基づく別段面積について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（徳富事務局次長）

議案第9号「農地法第3条第2項第5号の規定に基づく別段面積について」をご説明します。

総会議案書79ページをご覧ください。同時に、議案第9号関係資料をご覧ください。

農地取得の下限面積についての現状は、日本海側の一部や蓋井島の30アール、旧市内と旧豊浦町の一部の40アールを除く下関市の基準は、農地法第3条第2項第5号により50アール以上になっています。

下限面積の引き下げを望む声があることから、農業委員会では、11月6日に農政専門委員会を開催し、見直しに係る協議を行いました。

協議内容について、農地法施行規則第17条第1項に基づき、県内各市町の状況や担い手への農地集積への影響、土地利用型以外の営農類型を計画する新規就農者、遊休農地の発生防止や解消等、様々な事案を検討した結果、別段面積として、市内全域を30アールとする案を策定しました。

以上でございます。

議長（吉本会長）

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

「議案第9号 農地法第3条第2項第5号の規定に基づく別段面積について」に賛成委員の挙手を求めます。

全員賛成。よって本議案は、原案のとおり決定しましたので、令和3年4月1日施行の予定で告示することといたします。

次に、日程第10報告第1号から、日程第24報告第15号までを一括して、事務局の報告を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

ご報告いたします。

総会議案書80から83ページ、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、13件ございました。

84ページ、報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について」は、4件ございました。

85ページ、報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について」は、4件ございました。

86ページ、報告第4号「農地法施行規則第53条の規定による転用届出について」は、2件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりましたので、専決により、通知を交付いたしました。

87ページ、報告第5号「農地法の規定による転用届出の撤回について」は、1件ございました。

88ページ、報告第6号「現況確認について」は、1件ありました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、専決により、現況確認書を交付いたしました。

92ページ、報告第7号「農地造成届について」は、2件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。地区の農業委員による現地確認を行い、専決により、受理通知書を交付いたしました。

103ページ、報告第8号「農地造成完了届について」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類等そろっておりましたので、専決により、書類を受理いたしました。

104ページ、報告第9号「贈与税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行

っている旨の証明について」は、1件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。税務署から贈与税の納税猶予の適用を受けている農地の状況について照会があったもので、農業委員による現地確認を行い回答いたしました。

105ページ、報告第10号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」は、3件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。税務署から相続税の納税猶予の適用を受けている農地の状況について照会があったもので、農業委員による現地確認を行い回答いたしました。

106ページ、報告第11号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、賃貸借の合意解約が13件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。

110ページ、報告第12号「令和2年度第8回総会議案第1号の審議案件の訂正について」でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。

111から112ページ、報告第13号「令和2年度第8回総会議案第3号の審議案件の訂正について」で3件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。

113ページ、報告第14号「令和2年度第8回総会議案第5号の審議案件の訂正について」でございます。内容につきましては、別紙記載のとおりでございます。

115ページ、報告第15号「令和2年度第8回総会報告第9号の訂正について」でございます。内容につきましては、別紙記載のとおりでございます。

以上、ご報告いたします。

議長（吉本会長）

事務局の報告が終わりました。

ただいまの報告第1号から第15号につきまして、ご意見、ご質問等ございませんか。

ないようですので、以上をもちまして本日の総会の全日程を終了いたします。次回の第10回総会は、令和3年1月19日 火曜日に、菊川ふれあい会館 中小ホールで 午前9時30分 から開催いたします。

長時間に渡るご審議、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして終了いたします。

(終了時刻 10時35分)

上記の議事録は正確と認め署名する。

議長.....

署名委員.....

署名委員.....